

2025年最低賃金

2025年度の地域別最低賃金について、**全国加重平均額は1,121円**となることが決定しました。物価上昇への対応、所得増加による消費拡大・経済の活性化が課題となる中、引上げは過去最大の額となっています。自社における賃金の確認が必要となります。
東京都は1,226円・発効日は10月3日です。※各都道府県により異なります

最低賃金の計算方法

1. 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額

2. 日給の場合

日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額

3. 月給の場合

月給 $\div$ 1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額

4. 出来高制その他の請負制によって定められた賃金の場合

賃金総額 $\div$ 総労働時間 $\geq$ 最低賃金額

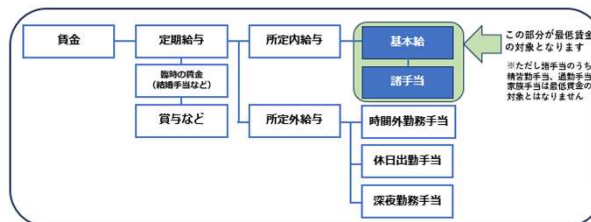
対象となる賃金

最低賃金の対象となるのは、**毎月支払われる基本的な賃金**です。

臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

時間外割増賃金などは含まれません。

また、**精皆勤手当・通勤手当・家族手当は対象外**です。



マイナ保険証スマホ利用開始

現在発行済みの**健康保険証は、2025年12月1日までの利用**となります。その後は、医療機関・薬局では、「マイナ保険証」または「資格確認書」を用いて受診が必要です。

9月19日からは、**マイナ保険証のスマホ利用が開始**となります



スマホでも、カードでも
マイナ保険証で受付

編集後記

猛暑がひと段落し、朝晩は少し過ごしやすくなってきました。今年の秋刀魚は美味しいと評判ですね。私も先日美味しく頂きました！スポーツやアウトドアが楽しめる季節がやってきます。皆様は、休日はいかがお過ごしでしょうか？ぜひ、お聞かせください。



よくある質問

Q1. 当社の給与は月末締め翌月20日払いです。何月の給与から適用されるのですか？

A1. 11/20支給の給与からです。発効日以降の労働に対する給与から適用されるためです。×支給日基準○労働日基準

Q2. 最低賃金はすべての労働者に適用されるのですか？

A2. 正社員、契約社員、臨時社員、パートタイマー、嘱託社員等、雇用形態を問わず適用されます。試用期間中も含まれます。

参照：令和7年度地域別最低賃金一覧 <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001557915.pdf>

発行：社会保険労務士法人 MRパートナーズ むさしの労政
武蔵野市吉祥寺本町1-10-31 NMF吉祥寺本町ビル4F
★バックナンバーはHPでも見ることができます
<http://www.rousei.com>

社会保険労務士法人
MRパートナーズ
むさしの労政